

那覇市公報

第 1 7 4 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について(総務課) …… 995
- 那覇市伝統工芸館体験料の収納事務委託について(商工農水課) …… 995
- 令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について
(総務課) …… 996

◇ 公 告 ◇

- 市有地売却に係る制限付一般競争入札について(市営住宅課) …… 996
- 個人情報業務届出書の公表について(市民生活安全課) …… 999

◇ 議 会 訓 令 ◇

- 那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令 …… 1011

◇ 消防局訓令 ◇

- 那覇市火災予防違反処理規程 …… 1012

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について …… 1079
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について …… 1079
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について …… 1080
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について …… 1081

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の登録について……………	1081
--------------------	------

告 示

那覇市告示第 150 号

令和元年 7 月 26 日

掲 示 済

令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について

令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 令和元年 8 月 5 日(月)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - (1) 令和元年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)
 - (2) 財産の取得について(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車)
 - (3) 専決処分の報告について(車両事故)
 - (4) 専決処分の報告について(市道識名繁多川線陥没穴による車両損傷事故)
 - (5) 専決処分の報告について(市道古島 38 号側溝鉄蓋破損による車両損傷事故)
 - (6) 専決処分の報告について(工事請負金額の変更)
 - (7) 専決処分の報告について(学校事故)

那覇市告示第 160 号

令和元年 7 月 31 日

掲 示 済

那覇市伝統工芸館体験料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 委託事務の名称 那覇市伝統工芸館体験料収納事務委託
- 2 受託者の住所 那覇市牧志 3 丁目 3 番 1 号 2 階
- 3 受託者の名称 那覇市伝統工芸事業協同組合連合会
理事 上原 昭男
- 4 委託期間 令和元年 8 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで

那覇市告示第 166 号
令和元年 8 月 2 日
掲 示 済

令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

令和元年(2019 年) 8 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 城 間 幹 子

付 議 事 件 名

平成 30 年 11 月 15 日に議決された「議案第 110 号 訴えの提起について」に関し、地方自治法第 98 条第 1 項に基づく報告を求める要請決議

公 告

那覇市公告第 247 号
令和元年 8 月 1 日
掲 示 済

市有地売却に係る制限付一般競争入札について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

入札に付する物件

①所在地番：那覇市首里石嶺町四丁目 335 番 9

②地 目：宅地

③面 積：1,990.00 m²

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 応募書類の審査を行った後、入札参加資格を得たもの。

(2) 以下のいずれかに該当する者又は団体は入札に参加できない。^注

注：共同事業者に関しては、共同事業者の構成員であるすべての法人又は個人事業者の内、
1 法人、1 個人事業者でも該当すると応募できない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者又は団体。

イ 会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て、若しくは民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。

ウ 市町村税、国保税等を滞納している者。

エ 活用用地を反社会活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用しようとする者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者。（法人の場合は、その役員もしくは役員予定者も含む）

3 売却要項の配布、応募及び入札申込受付期間に関する事項

(1) 入札の実施は、応募書類の審査を行った後、入札参加資格を得たものに対して行います。応募方法等については「石嶺市営住宅活用用地（第3期分②）売却要項」（以下、売却要項）を参照ください。売却要項、応募書類等の配付は、市ホームページからダウンロード、又は下記まちなみ共創部市営住宅課で配付いたします。

(2) 応募書類受付期間

令和元年8月1日（木）～令和元年9月27日（金）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(3) 入札参加申込書受付期間

令和元年10月29日（火）～令和元年11月5日（火）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 応募書類及び入札参加申込書の受付場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎8階

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画G

4 説明会の日時及び場所

(1) 日 時：令和元年8月21日（水）

午後2時

(2) 場 所：那覇市役所本庁舎10階 1001 会議室

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、なるべく公共交通機関
をご利用ください。

5 入札の日時及び場所

（1）日 時：令和元年 11 月 8 日（金）

午後 2 時 受付開始

午後 2 時 15 分 事前説明開始

午後 2 時 30 分 入札開始

（2）場 所：那覇市役所本庁舎 8 階 801 会議室

※本庁舎駐車場は有料となっておりますので、なるべく公共交通機関
をご利用ください。

6 入札保証金に関する事項

（1）入札保証金は現金による納付とします。ただし、那覇市契約規則（平成 26 年
那覇市規則第 59 号）第 8 条第 1 項に該当する場合は免除とします。

（2）入札保証金の額は、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する額とします。

（3）入札保証金納付期間

令和元年 10 月 29 日（火）～令和元年 11 月 5 日（火）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

（4）入札保証金納付書の申請・交付場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 8 階

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画 G

7 入札の無効

（1）入札参加資格のない者のした入札

（2）同一事項について 2 通以上した入札

（3）他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしてなした入札

（4）連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

（5）入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入
札又はその額が所定の額に達していない入札

（6）入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが明かで
ない入札

（7）その他入札に関する条件に違反した入札

8 予定価格

197,000,000 円

※落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とします。

9 その他

その他詳細については、売却要項によります。

【お問い合わせ先】

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画 G

電話：（代表） 098-862-0111 （内 2292）

（直通） 098-951-3262

那覇市公告第 252 号
令和元年 8 月 2 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年7 月 2 5 日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学務課			電話 917-3505
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日	
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	就学援助に関すること 年 月 日			
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	根拠法令の名称及び条の修正			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	業務の目的 「学校教育法第25条」 個人情報の収集時期 定期「2月～3月」		業務の目的 「学校教育法第19条」へ修正 個人情報の収集時期 定期「4月～6月」へ修正	
備 考	記録内容の変更時期については不明			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和元年7月25日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	学校教育部 学務課			電話 917-3505
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業務の廃止・ 変 更 年 月 日	年 月 日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	就学奨励に関すること 年 月 日			
廃止又は変更の 理 由	根拠法令の名称修正			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	業務の名称 「就学奨励に関すること(特殊の 教育奨励)」 業務の目的 「盲学校・聾学校及び養護学校へ の就学奨励に関する法律」 「市民(特殊教育を受けている児 童生徒及びその世帯)」		業務の名称 「特別支援学級就学奨励費に関 すること」へ修正 業務の目的 「特別支援学校への就学奨励に 関する法律」へ修正 個人情報の対象者 「特別支援学級に在籍する児童 生徒及びその世帯」	
備 考	記録内容の変更時期については不明			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・**変更**)届出書

令和元年7月25日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 田端一正

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	学校教育部 学務課			電話 917-3505
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	年 月 日	
業務の名称及び 開始年月日	学校基本調査 年 月 日			
廃止又は変更の 理 由	収集する情報の申請がされていなかったため			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
			個人情報の記録の内容 「国籍」追加	
備 考	記録内容の変更時期については不明			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 変更)届出書

令和元年7月23日

那覇市長 宛

議長 翁長 俊英

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	議会事務局 議事管理課 電話(内線2649)		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和元年7月23日
業務の名称及び 開始年月日	請願又は陳情業務 平成4年以前から		
廃止又は変更の 理 由	【変更の理由】 業務の目的について、より明確に記載するため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	【業務の目的】 那覇市議会会議規則又は那覇市議会における陳情書の取扱い要綱の規定に基づき議会事務局において請願書又は陳情書を受け、議会又は委員会において請願又は陳情を審査する。	【業務の目的】 那覇市議会会議規則又は那覇市議会における陳情書の取扱い要綱の規定に基づき議会事務局において請願書又は陳情書を受け、 <u>審査等のため関係のある執行機関へ当該請願書又は陳情書の情報提供を行い、議会又は委員会において請願又は陳情を審査する。</u>	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 25 日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部文化財課			電話 869-5266
個人情報管理責任者	文化財課長			
業 務 の 名 称	那覇市歴史博物館特別展示室月別ポスターデザイン作製業務			
業 務 の 目 的	那覇市歴史博物館特別展12回分のポスターデザインの作製を目的とする。			
個人情報の対象者	個人事業主			
業務の開始年月日	平成30年11月15日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☒ 定期(11月～ 12月) ☐ 随時()			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要と認識していなかったため、事後の届出となった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年 7 月 2 4 日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	市民文化部 文化財課	電話 2606
個人情報管理責任者	文化財課長	
業 務 の 名 称	埋蔵文化財発掘調査業務委託契約に係る資格審査業務	
業 務 の 目 的	落札候補者に求めている資格要件(技術的適性の有無等)の確認のため	
個人情報の対象者	事業者の従業員	
業務の開始年月日	平成19年度	
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動 経済的活動
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☒ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ そ の 他 (業務経歴)
	心 身	その他
	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ そ の 他 ()	☒ 健康保険証 ☒ 運転免許証 ☐ ☐ ☐
		☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)	
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(落札候補者資格判定時)	
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)	
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()	
備 考	届出が必要という制度についての認識をしておらず届出が遅れた。	

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月19日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 防災危機管理課			電話：861-1102 (内2024)
個人情報管理責任者	防災危機管理課長			
業 務 の 名 称	防災士養成講座委託業務			
業 務 の 目 的	地域における防災リーダーとなる人材を育成することによって、地域の防災力の向上を図り、もって、安全・安心で災害に強い観光都市の形成に寄与すること。			
個人情報の対象者	防災士養成講座の受講希望者			
業務の開始年月日	平成30年 4月 17日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☒ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 () ☐ 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 () ☐ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(防災士養成講座募集期間)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識しておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和元年7月19日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 防災危機管理課	電話：861-1102 (内2024)		
個人情報管理責任者	防災危機管理課長			
業 務 の 名 称	罹災証明書及び罹災届出証明書発行業務			
業 務 の 目 的	罹災についての証明及び罹災届出がなされたことの証明			
個人情報の対象者	那覇市内で罹災した者			
業務の開始年月日	平成16年以前			
個 人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その 他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(災害発生後)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	届出が必要だと認識しておらず事後届出になった。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和元年7月19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 防災危機管理課 電話：861-1102		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年 4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	災害調査業務 平成4年以前から		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴い、業務の所管が防災危機管理課に変更となったため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	総務部 総務課	総務部 防災危機管理課	
備 考	届出が必要だと認識しておらず事後届出になった。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和元年7月19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部 防災危機管理課 電話：861-1102		
届 出 の 区 分	☐ 廃 止 ☒ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成30年 4月1日
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	那覇市防災会議・那覇市防災会議幹事会業務 平成13年以前		
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	組織改正に伴い、業務の所管が防災危機管理課に変更となったため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	総務部 総務課	総務部 防災危機管理課	
備 考	届出が必要だと認識しておらず事後届出になった。		

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(変更)届出書

令和元年7月19日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部 防災危機管理課 電話：861-1102		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成30年 4月1日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市国民保護協議会・那覇市国民保護協議会幹事 平成19年		
廃止又は変更の 理 由	組織改正に伴い、業務の所管が防災危機管理課に変更となったため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
	総務部 総務課	総務部 防災危機管理課	
備 考	届出が必要だと認識しておらず事後届出になった。		

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

議 会 訓 令

那覇市議会訓令第 1 号

令和元年 8 月 2 日

公 表 済

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 翁 長 俊 英

那覇市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局処務規程(平成21年那覇市議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(グループ制) 第6条 事務局に次のグループを置く。 (1) <u>総務委員会グループ</u> (2) <u>建設委員会グループ</u> (3) <u>教育福祉委員会グループ</u> (4) <u>厚生経済委員会グループ</u> 2～6 [略]	(グループ制) 第6条 [略] (1) <u>総務常任委員会グループ</u> (2) <u>都市建設環境常任委員会グループ</u> (3) <u>教育福祉常任委員会グループ</u> (4) <u>厚生経済常任委員会グループ</u> 2～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和元年8月19日から施行する。

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 9 号
令和元年 8 月 1 日
公 表 済

那覇市火災予防違反処理規程を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 島 袋 弘 樹

那覇市火災予防違反処理規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び那覇市火災予防条例(昭和47年条例第18号。以下「条例」という。)に基づく火災その他の災害の防止（以下「火災予防等」という。）に関する法令違反(以下「違反」という。)の処理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、法及び条例の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反処理とは、警告、命令、特例認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行、略式の代執行又は免状返納命令の要請等によって違反を是正するための行政上の措置をいう。
- (2) 警告とは、違反が認められる行為を行った者又は関係者(以下「関係者等」という。)に対し、違反の是正を促す意思表示をいう。
- (3) 不利益処分とは、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「手続法」という。)第2条第4号に定める処分をいう。
- (4) 聴聞とは、手続法第13条第1項第1号の規定に基づき、予定される不利益処分に関して、審理の場において意見陳述及び質問等の機会を与え、意見を聞くことをいう。
- (5) 弁明の機会の付与とは、手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、不利益処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会を与えることをいう。
- (6) 命令とは、法の規定に基づき、関係者等に対し、火災予防等のため必要な措置を講ずることを内容とした義務を課す意思表示をいう。
- (7) 催告とは、命令違反者に対し、当該命令の履行を督促する意思表示をいう。
- (8) 公示とは、法第5条第3項及び第11条の5第4項の規定(これらの規定を法において準用する場合を含む。)に基づき、命令を行った場合において、違反状態が継続していることを周知することをいう。
- (9) 特例認定の取消しとは、法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同条第1項に規定する特例認定の効力を将来に向かって消滅させる意思表示をいう。

- (10) 許可の取消しとは、法第12条の2第1項の規定に基づき、法第11条第1項に規定する許可の効力を将来に向かって消滅させる意思表示をいう。
- (11) 告発とは、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定に基づき、違反事実を捜査機関に申告し、違反者の訴追を求める意思表示をいう。
- (12) 過料事件の通知とは、法第46条の5の規定に基づき、法第8条の2の3第5項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)若しくは法第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者又は虚偽の届出をした者を、過料に処せられる者として管轄地方裁判所に通知することをいう。
- (13) 代執行とは、行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。)の規定に基づき、命令により他人が代わってなすことができる義務を履行しない場合に、命令者自らが義務者のなすべき行為を行い又は第三者に行わせ、その費用を義務者から徴収することをいう。
- (14) 略式の代執行とは、法第3条第2項又は第5条の3第2項の規定に基づき、法第3条第1項第3号及び第4号(法第5条の3第2項において準用するものも含む。)に掲げる措置をとることをいう。
- (15) 免状返納命令の要請等とは、法令違反を行った次に掲げる資格を有する者に係る免状について返納を命じるべき事由に該当する疑いがある旨の沖縄県知事(以下「知事」という。)への報告及び当該違反者に対する通知を行うための一連の措置をいう。
- ア 危険物取扱者
- イ 消防設備士
- (16) 履行期限とは、警告事項又は命令事項の履行に必要な合理的期間をいう。
- (違反処理区分)

第3条 違反処理の区分は、次のとおりとする。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 特例認定の取消し
- (4) 許可の取消し
- (5) 告発
- (6) 過料事件の通知
- (7) 代執行

- (8) 略式の代執行
- (9) 免状返納命令の要請等
- (違反処理事務の主体)

第4条 消防局長(以下「局長」という。)が行う違反処理は次に掲げるものとする。

- (1) 重大な違反に係る違反処理
- (2) 局長が行う違反処理に該当するものとして署長から報告があった違反で、局長が必要と認めるもの
- (3) 免状返納命令の要請等に係る知事への報告
- (4) その他局長が必要と認める違反についての違反処理

2 消防署長(以下「署長」という。)が行う違反処理は、前項第2号から第4号に掲げるもの以外のものとする。

3 局長又は署長が行う違反処理の事務のうち、法第3条第1項及び第5条の3第1項に規定する措置命令については、局長及び署長以外の消防吏員(以下「職員」という。)がこれを行うことができる。

(違反処理上の留意事項)

第5条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 違反処理は、違反内容、災害が発生する危険性又は災害が発生した場合に予想される被害の程度に着目し、時機を失することなく、厳正かつ公平に行うこと。
- (2) 違反処理を行うに当たっては、関係者等に対し、誠実かつ沈着、冷静に対処すること。
- (3) 違反処理を行った事案については、適宜、改善状況の調査を行い、その是正の推進に努めること。

(違反処理基準)

第6条 違反処理は、この訓令及び別に定める違反処理基準(以下「処理基準」という。)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、違反の事実が明白で、かつ、火災予防等及び人命安全上猶予できないと認める場合は、処理基準の措置順序によらないことができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、別に定める合理的な理由が存することにより、処理基準による違反処理を行うことが適当でないと認められる場合は、違反処理を留保

することができるものとする。

(違反の調査及び報告)

第7条 局長又は署長は、処理基準に該当する違反を覚知した場合は、原則として、職員に別に定める調査を行わせるものとする。

2 前項の規定による調査を行った職員は、調査の結果を速やかに違反調査報告書(第1号様式)により局長又は署長に報告しなければならない。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

3 署長は、前項の報告により、第4条第1項に規定する局長が行う違反処理に該当すると認めた場合は、速やかに局長に報告するものとする。

4 職員は、違反の調査に際し関係のある者に立会いを求め、違反現場の状況を見分した場合は、違反事実の認定に必要な図面及び写真を添付した実況見分調書(第2号様式)を作成しなければならない。

5 職員は、違反の調査に際し関係のある者に対して質問を行った場合は、質問調書(第3号様式)を作成しなければならない。

(警告)

第8条 局長又は署長は、違反が処理基準の警告の措置をとるべきものに該当する場合には、原則として、命令又は告発に係る前段的措置として警告を行わなければならない。

2 局長又は署長は、処理基準の警告の措置をとるべき違反に該当しないものに対しても、火災予防等のために必要であると認めるときは、警告を行うことができるものとする。

3 警告は、関係者等に対し、警告書(第4号様式、第5号様式)を交付することにより行うものとする。

(履行期間中における履行状況の確認等)

第9条 局長又は署長は、警告を行った場合は、警告事項の履行期間中における火災予防等のために、職員に査察を行わせるものとし、併せて警告事項の履行状況を調査させるものとする。

2 職員は、履行期限が経過しても警告事項が履行されていない場合は、違反内容を調査し、違反調査報告書により局長又は署長に報告しなければならない。

(上位措置への移行)

第10条 局長又は署長は、前条第2項の報告を受けた場合は、速やかに、処理基準に

定める上位措置へ移行しなければならない。

（聴聞）

第11条 局長又は署長は、次の各号に掲げる措置を行う場合には、事前に、当該措置の名宛人となるべき者について、聴聞の手続をとるものとする。

- (1) 特例認定の取消し
- (2) 許可の取消し
- (3) 法第13条の24第1項の規定による命令
（弁明の機会の付与）

第12条 局長又は署長は、次の各号に掲げる措置を行う場合には、事前に、当該命令の名宛人となるべき者について、弁明の機会の付与の手続をとるものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による命令
- (2) 法第5条の2第1項の規定による命令
- (3) 法第8条第3項及び第4項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令
- (4) 法第8条の2第5項及び第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令
- (5) 法第8条の2の5第3項の規定による命令
- (6) 法第12条第2項の規定による命令
- (7) 法第12条の2第1項及び第2項の規定による命令
- (8) 法第14条の2第3項の規定による変更命令
- (9) 法第17条の4第1項及び第2項の規定による命令

2 局長又は署長は、前項各号に掲げる措置を行う場合は、手続法又は那覇市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成6年那覇市規則第32号）により行うものとする。

（局長又は署長による命令）

第13条 局長又は署長は、違反が処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合は、原則として、命令を行わなければならない。

- 2 局長又は署長は、命令の措置をとるべき違反に該当しないものに対しても、火災予防等のために必要であると認めるときは、命令を行うことができるものとする。
- 3 命令は、関係者等に対して、命令書（第6号様式から第9号様式）を交付することにより行うものとする。

4 局長又は署長は、違反が火災予防等の観点から猶予できないと認める場合で前項の命令書を交付するいとまがないときは、職員に命令事項を口頭で告知させることができるものとする。この場合、事後速やかに命令書を交付するものとする。

(職員による命令)

第14条 職員は、査察その他の業務の遂行中に、処理基準に規定する職員が命令の措置をとるべきものに該当する違反を覚知した場合は、命令を行うものとする。

2 前項の命令は、原則として、命令書(第10号様式、第11号様式)を交付することにより行うものとする。

(命令事項に対する報告)

第15条 前2条の規定に基づき交付した命令事項に対する報告については、那覇市火災予防査察規程(平成31年3月29日消防局訓令第6号)第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「通知した」とあるのは「交付した」と、「不備事項」とあるのは「命令事項」と、「立入検査結果通知書」とあるのは「命令書」と読み替えるものとする。

(公示)

第16条 局長又は署長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第5項及び第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の2の5第3項、法第11条の5第1項及び第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項及び第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項及び第4項、法第16条の6第1項並びに法第17条の4第1項及び第2項の規定に基づく命令等を行った場合は、標識(第12号様式、第13号様式)を当該命令に係る防火対象物及び製造所等又は当該防火対象物及び製造所等のある場所へ設置するとともに、那覇市公報への登載、その他別に定める方法により速やかに公示を行うものとする。

2 前項の公示は、命令を行った場合は速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまで継続して行うものとする。

(履行期間中の措置及び催告)

第17条 局長又は署長は、命令を行った場合は、第9条に準じた措置を職員にとらせるとし、必要と認める場合は、当該関係者等に対し、催告書(第14号様式)を交付し、当該命令事項の履行を促すものとする。

（命令の解除）

第18条 局長又は署長は、命令事項の全部又は一部が是正されたことにより、当該命令の効力を継続させる理由が失われたときは、速やかに命令を解除するものとする。

2 命令の解除は、当該関係者等に対し、命令解除通知書(第15号様式)を交付することにより行うものとする。

（特例認定の取消し）

第19条 局長は、特例認定の取消しを行う場合は、関係者等に対し、特例認定取消書(第16号様式)を交付することにより行うものとする。

（許可の取消し）

第20条 局長は、違反が処理基準の許可の取消しの措置をとるべきものに該当する場合は、原則として、許可の取消しを行わなければならない。

2 許可の取消しは、関係者等に対し、許可取消書(第17号様式)を交付することにより行うものとする。

（告発）

第21条 局長又は署長は、違反が処理基準の告発の措置をとるべきものに該当した場合で、別に定める告発を留保する理由が存せず、かつ、告発を行うことが必要と認めるときは、告発を行うものとする。

2 告発は、違反の生じた場所を管轄する検察官又は警察署長等に対して、告発書(第18号様式)に関係証拠を添付して行うものとする。

（告発の協議）

第22条 署長は、告発を行おうとする場合は、事前に予防課長と協議し、その結果を告発報告書(第19号様式)により局長に報告するものとする。

（告発結果の送付）

第23条 署長は、検察官から告発に係る処分の通知があった場合は、速やかにその写しを局長に送付するものとする。

2 前項の規定は、局長が告発を行った場合について準用する。この場合において、前項中「署長」とあるのは「局長」と、「局長」とあるのは「署長」と読み替えるものとする。

（過料事件の通知）

第24条 局長又は署長は、別に定める要件に該当する違反を覚知した場合は、原則

として、過料事件の通知を行わなければならない。

- 2 過料事件の通知は、過料事件通知書(第20号様式)に関係証拠を添付して、第2条第12号に規定する過料に処せられる者の住所地を管轄する地方裁判所に通知するものとする。
- 3 署長が過料事件の通知を行う場合は、事前に局長に過料事件報告書(第21号様式)により報告するものとする。

（代執行）

第25条 局長又は署長は、第13条に規定による命令又は第21条に規定する告発を行った場合で特に必要があると認めるときは、代執行法の定めるところにより代執行を行うものとする。

- 2 前項の代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに代執行責任者の証票は次の各号に定めるところによる。

- (1) 戒告書(第22号様式)
- (2) 代執行令書(第23号様式)
- (3) 代執行費用納付命令書(第24号様式)
- (4) 代執行執行責任者証(第25号様式)

- 3 代執行執行責任者は、代執行の現場に赴くときは、前項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。
- 4 署長が代執行を行う場合は、事前に代執行承認書(第26号様式)による局長の承認を受けるものとする。

（略式の代執行）

第26条 局長又は署長は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項の命令に係る履行義務者を確知することができないために、当該命令を発することができない場合には、職員に、略式の代執行の措置をとらせるものとする。

- 2 局長又は署長は、略式の代執行の事前公告を行う場合は、公告書(第27号様式)を、市役所、消防局並びに違反場所を管轄する消防署及び当該消防署に属する分署又は出張所に14日間掲示することにより行うものとする。
- 3 局長又は署長は、略式の代執行により物件を保管した場合は、遅滞なく保管物件公告書(第28号様式)を市役所、消防局並びに消防署及び違反場所を管轄する分署又は出張所に、保管を始めた日から掲示しなければならない。
- 4 局長又は署長は、前項の掲示を行った日から、14日経過しても保管物件の所有者、

管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)を知ることができない場合は、当該公告の要旨を那覇市公報に登載するものとする。

- 5 局長又は署長は、当該物件の除去及び保管に要した費用があるときは、所有者等又は所有権を放棄した者に対し、民事上の手続及び保管費等納付命令書（第29号様式）を交付することにより、当該費用を徴収するものとする。

（所有権を放棄した物件及び法定期間の経過後の物件の処理）

第27条 局長又は署長は、所有権の放棄があった保管物件又は法第3条第3項の規定により準用する災害対策基本法第64条第6項に規定する法定期間を経過した保管物件については、速やかに必要な処理を行うものとする。

- 2 署長は、前項の処理を行ったときは、速やかに局長に報告するものとする。

（違反処理結果の確認等）

第28条 局長又は署長は、違反処理を行った場合は、事後の改善指導、履行状況の確認等の経過を違反処理台帳（第30号様式）及び違反処理経過記録簿（第31号様式）に記録しておかなければならない。

（報告）

第29条 署長は、違反処理を行った場合及び違反処理が完結した場合は、次の各号により局長に報告するものとする。

- (1) 違反処理を行ったときは、違反処理報告書（第32号様式）に必要な書類を添付し報告するものとする。
- (2) 違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書（第33号様式）に必要な書類を添付し報告するものとする。

（免状返納命令の要請等）

第30条 職員は、危険物取扱者又は消防設備士が、処理基準に定める違反行為を行ったことを覚知した場合は、速やかに局長又は署長に報告するものとする。

- 2 署長は、前項の報告を受けた場合は、速やかに違反行為の内容を局長に報告するものとする。

- 3 局長は、前2項の報告があった場合は、危険物取扱者違反処理報告書（第34号様式）又は消防設備士違反処理報告書（第35号様式）に、違反調査報告書等の関係資料を添えて、知事に報告するものとする。

- 4 局長は、前項の規定により知事に報告した場合は、第1項の違反行為を行った者に対し、危険物取扱者違反事項通知書（第36号様式）又は消防設備士違反事項通知書

(第37号様式)を交付するものとする。

(免状返納命令等の通知)

第31条 局長は、前条第3項の規定により知事に報告を行った結果、知事から当該報告に基づく免状返納命令に係る通知があった場合は、当該通知の写しを関係署長に送付するものとする。

(再発防止措置)

第32条 局長又は署長は、別に定める事案が発生した場合、必要に応じ再発防止を図るための措置を行うものとする。

(警告書等の交付手続)

第33条 警告書、命令書、催告書、特例認定取消書、許可取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書(以下「警告書等」という。)を交付する場合は、原則として、当該関係者等に直接交付し、受領書(第38号様式)に署名及び押印を求めるものとする。ただし、第3条第1項第3号以下に規定する区分(以下「上位措置」という。)については予防課が行うものとする。

2 警告書等の交付に際し、受領を拒否された場合及びその他やむを得ない事由により直接交付できない場合は、配達証明又は配達証明付き内容証明の取扱いにより郵送するものとする。

(上位措置についての事務移管)

第34条 前条第1項ただし書きに規定する上位措置については、次により事務移管するものとする。

- (1) 署長は、事務移管を申請する場合は、事務移管申請書(第39号様式)により行うものとする。
- (2) 局長は、前号の申請があった場合には、予防課において協議を行い、その結果を事務移管依頼に係る協議結果回答書(第40号様式の1、第40号様式の2)により、署長へ通知するものとする。
- (3) 局長は、前2号により事務移管された違反防火対象物の是正が完了した場合には、是正完了に伴う事務移管通知書(第41号様式)により、署長へ事務移管するものとする。

(関係機関との連携)

第35条 局長又は署長は、消防法令以外の違反が存する防火対象物の違反処理を行う場合、関係機関に十分な情報提供を行うとともに、関係機関との連絡調整に努

めなければならない。

- 2 局長又は署長は、違反処理を行う場合で必要事項を調査するうえでほかに手段がないときは、他の関係官公署の事務に支障がないように配慮しつつ、法第35条の13に基づき、火災予防関係事項照会書(第42号様式)により照会を行うものとする。
- 3 局長又は署長は、違反処理に関して関係機関より協力を求められたときは、必要に応じ協力するものとする。

（委任）

第36条 違反処理について必要な事項は、この訓令に定めるもののほか、局長が別に定める。

付 則

この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

消防局長 様

(消防署長)

所 属

階級・氏名



違 反 調 査 報 告 書

違 反 者	住 所			
	氏 名		職業	
	生年月日	年 月 日 (歳)		
対象物の状況	所在地			
	名 称		構造・規模	造 / 延 m ²
	用途・製造 所等の別			
違反事実				
違反条項				
違反の概要 (発生事由・経過 等)				
参考事項 (査察経過等)				

第2号様式(第7条関係)

実況見分調書(第 回)

実況見分日時	開始	年	月	日	時	分ごろ
	終了	年	月	日	時	分ごろ

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記の防火対象物における、 について本職は次のように見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名



実況見分の目的

実況見分の立会人

住 所

職・氏名・年齢

--

- 4 その他

質問調書(第 回)

印

第4号様式(第8条関係)

那 消 第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

那覇市



(消防局長(署長))

警 告 書

所在地

名 称

用 途

(製造所等の区分)

上記 は、 と認めるので、下記のとおり履行するよう
警告する。

なお、この警告に従わないときは、 に基づく命令を行うことがある。
命令を行ったときは、当該 に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設
置等により公示する。

記

警告事項

第5号様式(第8条関係)

那消 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市長
(消防局長(署長))



警 告 書

所在地
名 称
用 途
(製造所等の区分)

上記 は、 と認めるので、下記のとおり履行するよう警告
する。

なお、この警告に従わないときは、 により、処罰されることがある。

記

警告事項

第6号様式(第13条関係)

那覇市消防達第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

那覇市消防局長



(消防署長)

命 令 書

所在地

名 称

用 途

上記防火対象物は、 と認めるので、 の規定に
基づき、下記のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、 により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して30日以内に、那覇市長（消防局長）に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を受けた日の翌日から起算して30日以内に、那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式(第13条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市 印
(消防局長(署長))

命 令 書

所在地
名 称
用 途
(製造所等の区分)

上記防火対象物は、 と認めるので、 の規定に
基づき、下記のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、 により処罰されることがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長（消防局長）に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式(第13条関係)

那覇市消防達第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

那覇市



(消防局長(署長))

命 令 書

所在地

名 称

用 途

(製造所等の区分)

上記防火対象物は、 と認めるので、 の規定に
基づき、下記のとおり命令する。

記

1 命令事項

2 命令の理由

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長（消防局長）に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式(第13条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市長



解 任 命 令 書

あなたの する（事業所・製造所等）に係る下記 者は、
と認めるので、 の規定に基づき、解任することを命令する。

記

1 者

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 選任年月日

2 解任期限

3 者を選任している事業所又は製造所等

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 許可年月日及び許可番号

4 命令（処分）の理由

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第10号様式(第14条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様所属
階級・氏名

命 令 書

物件の所在地又は行為場所	
物件名又は行為内容	

上記 については、火災予防上危険と認めるので、消防法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、消防法の規定により処罰されることがある。

消防法第3条第1項に掲げる措置（命じる措置は命令欄に○を付したもの）		命じる措置の具体的内容及び命令の理由
命令	措置の内容	
	第1号 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備	(内容)
	第2号 残火、取灰又は花粉の始末	(理由)
	第3号 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理	
	第4号 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去	

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第11号様式(第14条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様所属
階級・氏名

命 令 書

所在地		用途	項()
名 称			()

上記対象物においては、火災の予防に危険である又は消火、避難その他の消防の活動に支障となる事実があると認めるので、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、消防法の規定により処罰されることがある。

消防法第5条の3第1項により命じる第3条第1項に掲げる措置（命じる措置は命令欄に○を付したもの）		命じる措置の具体的内容及び命令の理由
命令	措置の内容	
	第1号 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備	(内容)
	第2号 残火、取灰又は花粉の始末	(理由)
	第3号 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理	
	第4号 放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去	

(教示)

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 12 号様式(第 16 条関係)

消防法による命令の公告

防火対象物の所在地

防火対象物の名称

命令を受けた者の氏名

この防火対象物は、消防法に違反しているので 年 月 日、
に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

那覇市消防局（署）

消防局長（署長）



注意

- 1 この標識は、消防法第 の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

第 13 号様式(第 16 条関係)

消防法による命令の公告

製造所等の所在地

製造所等の名称

命令を受けた者の氏名

この製造所等は、消防法に違反しているので 年 月 日、
に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

那覇市消防局

消防局長



注意

- 1 この標識は、消防法第 の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。

第14号様式(第17条関係)

那消 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市消防局長
(消防署長)



催 告 書

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

(製造所等の区分)

上記 については、 年 月 日付け那消達第 号をもって命令
した事項(別添命令書の写し)を履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

第15号様式(第18条関係)

那消 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市長
(消防局長)



命令解除通知書

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途
(製造所等の区分)

上記 については、 年 月 日付け那消達第 号をもって行
った命令を下記の理由により解除したので通知します。

記

解除理由

第16号様式(第19条関係)

那 消 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市消防局長 印

特 例 認 定 取 消 書

あなたの管理する下記防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項第 号に該当するため、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

記

1 防火対象物

所在地

名 称

2 特例認定年月日・番号

3 取消理由

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長（消防局長）に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第17号様式(第20条関係)

那消 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市長 

許 可 取 消 書

あなたの する下記 は、 と認められるため、同法第 12 条
の 2 第 1 項の規定に基づき、許可を取り消す。

記

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 製造所等の区分
- 4 設置許可年月日及び設置許可番号
- 5 取消理由

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第18号様式(第21条関係)

那 消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長
(消防署長)



告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 意見
- 7 参考事項

第19号様式(第22条関係)

那消 第 号
年 月 日

消防局長 様

那覇市 消防署長 

告 発 報 告 書

下記の事項について、告発するので報告します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 意見
- 7 参考事項

第20号様式(第24条関係)

那 消 第 号
年 月 日

地方裁判所

部 御中

那覇市消防局長
(消防署長)



過 料 事 件 通 知 書

消防法第46条の5の規定に基づき過料に処されるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 違反者の氏名及び住所
氏 名
住 所
- 2 違反防火対象物の名称等及び管理権原者
名 称
所在地
変更前の管理権原者
- 3 違反行為の概要
- 4 該当法条
- 5 添付書類

第21号様式(第24条関係)

年 月 日

消防局長 様

那覇市 消防署長



過 料 事 件 報 告 書

消防法第 条に基づき過料に処されるべき事件を発見したので、下記のとおり報告します。

記

1 違反者の氏名及び住所

氏 名

住 所

2 違反対象物の名称等

名 称

所在地

3 該当法条

4 添付書類

第22号様式(第25条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日

戒 告 書

住 所
氏 名 様

那覇市消防局長
(消防署長)



- 1 所 在 地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記 については、 と認めたので、 の規定に基づき
年 月 日付け那消達第 号をもって 年 月 日までに するこ
とを命じましたが、いまだ履行されていません。

よって、前記命令を 年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第
2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨を行政代執行法第3条第1項
の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収しま
す。

また、代執行により生ずる損害及び処置した物件の保管については、すべて責任を負
わないので、申し添えます。

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長（消防局長）に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第23号様式(第25条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日

代 執 行 令 書

住 所
氏 名 様

那覇市消防局長
(消防署長)



- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記 については、 年 月 日付け那消達第 号をもって戒告しましたが、いまだ履行されていません。

よって、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を下記により行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、通知します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。

また、代執行により生ずる損害及び処置した物件の保管については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

記

- 1 代執行の時期
年 月 日 時 分から
- 2 代執行執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行に要する費用の概算見積額
金 円
- 4 代執行の内容

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長（消防局長）に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第24号様式(第25条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日

代執行費用納付命令書

住 所
氏 名 様

那覇市消防局長
(消防署長)



- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

年 月 日付け那消達第 号の代執行令書による代執行に要した
費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を下記
のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収する
ことがあるので、申し添えます。

記

- 1 納付期日 年 月 日
- 2 納付金額 金 円
- 3 納付方法 別途納入通知書による。
- 4 代 執 行 年 月 日施行

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第25号様式(第25条関係)

代執行執行責任者証

所 属

階級・氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

那覇市消防局長
(消防署長)



記

1 代執行をなすべき事項

2 代執行をなすべき期日

年 月 日 時 分から

第26号様式(第25条関係)

那消 第 号
年 月 日

消防局長 様

那覇市 消防署長



代 執 行 承 認 書

- 1 所在地
- 2 名 称
- 3 用 途

上記防火対象物については、 年 月 日付那消達第 号をもって戒告したが、いまだ履行されていない。

よって、行政代執行法第2条の規定に基づき代執行を下記のとおり実施する。

記

- 1 代執行する時期
年 月 日 時 分から
- 2 代執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行に要する費用（概算見積額）
金 円
- 4 代執行の内容

第27号様式(第26条関係)

那消 第 号
年 月 日

公 告 書

次の物件は、
と認めるので、当該物件の所有者、管理者又は
占有者で権限を有する者は、
年 月 日までに、当該物件を除去すること。
この期限までに当該物件を除去しない場合は、消防職員が除去する。

消防法第5条の3第2項の規定により公告する。

那覇市消防局長
(消防署長)



1 所 在

2 種別及び数量

第28号様式(第26条関係)

那 消 第 号
年 月 日

保 管 物 件 公 告 書

と認めるので、消防法第 条第 項の規定により、下記物件を保管しました。心当たりがある人は、速やかに申し出てください。

那覇市消防局長
(消防署長)



記

- 1 名称又は種類
- 2 形状及び数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管を始めた日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項

第29号様式(第26条関係)

那覇市消防達第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市消防局長
(消防署長)

保管費等納付命令書

年 月 日付で返還した物件の保管等に要した費用は下記のとおりであるので、年 月 日までに へ納付するよう消防法第 条第 項の規定により命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例により徴収する。

記

金 円

費目別	金額	内訳

（教示）

1 審査請求

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、那覇市長(消防局長)に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、那覇市を被告として(訴訟において那覇市を代表する者は那覇市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第30号様式(第28条関係)

違 反 処 理 台 帳

整理 番号	種 別	年 月 日	発 出 署 所	防 火 対 象 物 名 称	用 途	所 在 地	管 理 権 原 者 名	備 考 (完結報告日)

(注)

1. 整理番号欄には、違反処理経過記録簿（第31号様式）の整理番号を記入すること。

第31号様式(第28条関係)

違反処理経過記録簿

整理番号							
対象物	名 称						
	所在地						
	用 途	項()	製造所等の別		施設区分		
	構 造	造	階数	/	延面積	㎡	
関係者	法人名						
	住 所						
	職・氏名					連絡先	
違反処理区分	警 告	那消 第 号		履行期限			
	命 令	那消 第 号		履行期限			
	告 発						
	代執行						
違反内容							
違反法条							
処理年月日		違反処理の経過				摘要	

第32号様式(第29条関係)

年 月 日

違反処理報告書

消防局長 様

消防署長

年 月 日付け那消 第 号で の違反
処理を行いましたので関係書類を添付し、報告します。

対象物	名 称		用途 製造所等の区分	
	所在地		構造	
			施設区分	
関係者	住 所		所有者・管理者・占有者	
	法人名		職業	
	氏 名		生年月日	
違反内容				
違反法条				
添付書類等				

第33号様式(第29条関係)

年 月 日

違反処理完結報告書

消防局長 様

消防署長

年 月 日付 那消 第 号で を行った事項
等の違反の是正等について、次のとおり報告します。

対象物	名 称		用途	
			製造所等の区分	
	所在地		構造	
			施設区分	
関係者	住 所		所有者・管理者・占有者	
	法人名		職業	
	氏 名		生年月日	
履行すべき事項		改修計画又は改修結果		
		改修計画		
		改修完了日		
添付書類等				

第34号様式(第30条関係)

那消 第 号
年 月 日

沖縄県知事

様

那覇市長
(消防局長)

危険物取扱者違反処理報告書

違 反 者	本 籍	県(都道府)				
	住 所					
	氏 名	年 月 日生				
	免 状	種 別	類 別	番 号	交付年月日	交付知事
		種	類	第 号	年 月 日	知事
	事業所名 職 名 所 在 地					

- 1 違反年月日 年 月 日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反発見の端緒
- 5 違反条項及び違反点数（付加点数及びその理由）
- 6 その他参考事項
- 7 意見

第35号様式(第30条関係)

那消 第 号
年 月 日

沖縄県知事

様

那覇市消防局長



消防設備士違反処理報告書

違 反 者	本 籍	県(都道府)				
	住 所					
	氏 名	年 月 日生				
	免 状	種 類	指定区分	交付年月日	交付番号	交付知事
		類	類	年 月 日	第 号	知事
	事業所名 職 名 所 在 地					

1 違反年月日 年 月 日

2 違反場所

3 違反行為の概要

4 違反発見の端緒

5 違反条項及び基礎点数

6 事故加点及び当該事故の概要

6 その他参考事項

7 意見

第36号様式(第30条関係)

那消 第 号
年 月 日住 所
氏 名 様那覇市長
(消防局長)

危険物取扱者違反事項通知書

あなたは、下記の消防法令違反があるので注意します。
なお、今後、危険物取扱者免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

記

1 違反年月日 年 月 日

2 違反場所

3 違反行為の概要

4 違反条項

消防法第 条（ 違反）

第37号様式(第30条関係)

那消 第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

那覇市消防局長



消防設備士違反事項通知書

あなたは、下記の消防法令違反があるので注意します。
なお、今後、消防設備士免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

記

- 1 違反年月日 年 月 日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反条項
消防法第 条（ 違反）

第38号様式(第33条関係)

受 領 書

年 月 日

様

住 所

氏 名



年 月 日那消 第 号の _____ を確かに受領しました。

第39号様式(第34条関係)

年 月 日

消防局長 様

消防署長

消防法令違反防火対象物の違反処理に係る事務移管について（依頼）

みだしのことについて、 年 月 日付那消 第 号警告書に係る消防法令違反の防火対象物については、下記のとおり違反処理していただきたく事務移管を申請します。

記

1 事務移管に係る防火対象物情報

名 称

所 在 地

管理権原者

2 消防法令違反内容

3 違反是正指導経緯

4 事務移管の主な理由

5 備考（添付文書等）

第40号様式の1(第34条関係)

年 月 日

消防署長 様

消防局長

消防法令違反防火対象物の事務移管依頼に係る協議結果について（回答）

みだしのことについて、 年 月 日付違反処理防火対象物の違反処理に係る事務移管（依頼）のあった違反防火対象物について協議した結果、申請を受理し、今後は予防課（機動査察係）にて上位措置（措置命令）移行を念頭に対応することとなりました。

なお、違反是正完了後は、改めて当該対象物の所管署所へ事務移管を行うことを申し添えます。

記

1 是正完了防火対象物

名 称

所 在 地

管理権原者

2 受理の理由

3 備考（添付文書等）

第40号様式の2(第34条関係)

年 月 日

消防署長 様

消防局長

消防法令違反防火対象物の事務移管依頼に係る協議結果について（回答）

みだしのことについて、 年 月 日付違反処理防火対象物の違反処理に係る事務移管（依頼）のあった違反防火対象物について協議した結果、上位措置（措置命令）移行については時期尚早であり、引き続き違反処理に係る行政指導による対応の必要性があるとの判断に至りました。よって、当該違反対象物の事務については所管署所へ差戻します。

つきましては、違反処理標準マニュアル等に従い、引き続き違反是正に向け行政指導を行いますようお願いいたします。

記

1 違反防火対象物

名 称

所 在 地

管理権原者

2 差戻しの理由

3 備考（添付文書等）

第41号様式(第34条関係)

年 月 日

消防署長 様

消防局長

消防法令違反防火対象物の是正完了に伴う事務移管について（通知）

みだしのことについて、 年 月 日付違反処理防火対象物の違反処理に係る事務移管（依頼）のあった違反防火対象物については、下記のとおり是正完了しましたので所管署所に事務移管します。

記

1 是正完了防火対象物

名 称

所 在 地

管理権原者

2 違反是正の内容

3 違反是正指導経緯

4 備考（添付文書等）

第42号様式(第35条関係)

那消 第 号
年 月 日

様

那覇市消防局長
(消防署長)



火災予防関係事項照会書

火災予防上必要があるので、消防法第35条の13の規定に基づき、下記の事項について
照会します。

記

照会事項

(回答・連絡先)

所在地

担当者職氏名

連絡先

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 14 号

令和元年 7 月 29 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 号に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定(登録)番号	第 372 号
指定工事店名	株式会社沖設備
営業所所在地	沖縄県那覇市壺川二丁目 11 番地 11
代表者氏名	山城 邦夫
有効期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日
異動年月日	令和元年 7 月 16 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 15 号

令和元年 7 月 31 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
465	共 進 技 研	宜野湾市我如古 3 丁目 15 番 12-302 号	城間 克己	令和元年 7 月 16 日
466	(株)エコ・エンジニア工業	中頭郡西原町字安室 41 番地	當山 弘	令和元年 7 月 19 日
467	石 川 設 備 工 業	浦添市西原 5 丁目 46 番 5 号	石川 良明	令和元年 7 月 25 日

那覇市上下水道局告示第 16 号

令 和 元 年 8 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 514 号
指定工事店名	石川設備工業
営業所所在地	沖縄県浦添市西原 5 丁目 46 番 5 号
代表者氏名	石川 良明
有効期間	自 令和元年 7 月 31 日 至 令和 6 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 17 号

令 和 元 年 8 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 1 号に基づき、次のとおり新規があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 515 号
指定工事店名	株式会社エコ・エンジニア工業
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字安室 41 番地
代表者氏名	當山 弘
有効期間	自 令和元年 7 月 31 日
	至 令和 6 年 3 月 31 日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号

令 和 元 年 8 月 1 5 日

掲 示 済

選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、選挙人名簿の登録日を次のとおり変更した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 松 田 義 之

登 録 の 日 令和元年 9 月 2 日

